

[共同研究：Honda of America Manufacturing, Inc. (HAM)の研究]

## 在米日本企業駐在員の税務問題

中 田 信 正\*  
網 野 俊 賢\*\*

まえがき

- I アメリカにおける個人所得税の比較制度的検討
- 1 アメリカにおける連邦個人所得税申告書と源泉徴収
  - 2 連邦個人所得税の計算構造
  - 3 連邦個人所得税の主要計算項目
  - 4 日本の所得税の仕組み
  - 5 アメリカと日本における給与所得課税の相違点

まえがき

在米日本企業の駐在員は、アメリカにおける納税者として、個人の税務問題に直面する。税制は、それぞれの国の文化を反映して成り立っている。個人の所得税制についても、日米の間に相違点が存在し、一般的に言うなれば、日本勤務の給与所得者に比べ、アメリカにおける給与所得者の申告手続は複雑なようである。本稿では、在米日本企業の駐在員が直面する税務問題のうち、主として、連邦個人所得税 (U.S. Individual Income Tax) に関する所得・税額計算と申告手続を中心に取り上げる。アメリカ連邦個人所得税を制度的に検討するとともに、日本人駐在員が直面する問題にいかに対処しているかについて実証的・行動的側面から検討する。その際に、日本の個人所得税制との比較の視点を含め、税務を通じて感じられる日米の文化的特色にも言及することにした。

本稿は共同論文として作成し、執筆者の間における分担は下記のとおりである。

\*本学経営学部

\*\*本学非常勤講師

II 日本企業駐在員の税務事情

—— 一日本人納税者から見たアメリカの税制——

- 6 アメリカにおける日本人の納税者
  - 7 企業の駐在員としての税務
  - 8 個人事業者としての税務
  - 9 アメリカにおける確定申告の留意点
- あとがき  
付 録

I アメリカにおける個人所得税の比較制度的検討 1—5

中田信正 桃山学院大学教授

II 日本企業駐在員の税務事情 6—9

網野俊賢 元ホンダ オブ アメリカ副社長

1976年より95年までアメリカに駐在員として勤務

現職は異文化経営研究所所長

日米に半年ずつ居住し、コンサルタントのかたわら日米の大学で教鞭をとる。

I アメリカにおける個人所得税の比較制度的検討

中田信正

1 アメリカにおける連邦個人所得税申告書と源泉徴収

在米日本企業の駐在員が連邦個人所得税申告書を作成する場合、その税務上の地位、提出する申告書フォームを理解し、さらに源泉徴収制度へ関心を持たざるを得ない。以下に、若干の

要点を説明することにする。

### (1) 外国人に対する所得課税

#### (一) 非居住者と居住者の区分

アメリカの市民権を持たない個人 (an individual who is not a U.S. citizen) は外国人 (alien) である。税法上、外国人は次の二つに分類される。

① 非居住者である外国人 (nonresident aliens)

② 居住者である外国人 (resident aliens)

居住者である外国人は、アメリカ市民と同様に、世界中で得た所得 (worldwide income) に対して課税される。

非居住者である外国人は、一般に、アメリカ国内源泉所得に対してのみ課税がなされる。さらに、アメリカにおける取引・事業 (trade or business) と密接に関連を持つ特定外国源泉所得に対しても課税される<sup>1)</sup>。

日本企業駐在員がアメリカ連邦税法上、居住者であるか否かによって、その課税上の取扱が相違する。そのため、居住者の判定基準が重要となる。

#### (二) 居住者である外国人の判定基準<sup>2)</sup>

居住者である外国人 (resident alien) は、アメリカ市民と同一税率と同一方法をもって、アメリカ以外の所得源泉を含めて、すべての源泉から生じる所得に対して課税される。

外国人である個人 (alien individual) は、次の場合に、アメリカの居住者 (U.S. resident) として取り扱われる。

- ① 当該年度中に合法的に永住居住権者 (lawful permanent resident) であり、
- ② アメリカの居住者として取り扱われることを選択し
- ③ または、アメリカにおける居住を必要とする実質的居住要件 (substantial presence test) を満たしていること。

実質的居住要件は、当該暦年度中に継続して

31日以上アメリカでの居住を必要とし、さらに、当年、前2年間 (暦年) を含む3年間に183日以上の居住を必要とするものである。183日テスト (183-day test) の算定においては、当該暦年度中の居住日数のすべてを含め、前歴年度中の居住日数の1/3、そして、2年前歴年度の居住日数の1/6を含めることができる。

#### (2) 連邦個人所得税の税率と申告書提出身分

連邦個人所得税の税率は、その所得金額に対し、次の5段階の超過累進税率となっている。

15%
28%
31%
36%
39.6%

アメリカの連邦所得税の申告につき、次の5種類の提出身分 (filing statuses) がある<sup>3)</sup>。

- 独身 (single)
- 夫婦合算申告者 (married filing jointly)
- 夫婦個別申告者 (married filing separately)
- 世帯主 (head of household)
- 適格な寡婦 (夫) (qualifying widow(er))

(注) 適格な寡婦 (夫) は夫婦合算申告の税率を用いる。

個人所得税の税率は、納税者の申告身分 (filing status) 別に、次頁の表1のとおり定められている。

(例1)<sup>4)</sup> 独身の納税者の課税所得金額は \$44,750である。税額計算は次のとおりである。

0 ~ \$24,000	\$24,000 × 15% = \$3,600
\$24,000 ~ \$58,150	\$20,750 × 28% = \$5,810
	<u>44,750</u> <u>\$9,410</u>

課税所得金額が \$100,000未満 (less than) の場合には、税額表 (tax table) を適用する。

(例2) 例1を次頁の表2の1996年度税額表 (1996 tax table) (抜粋) を用いて計算しなさい。

所得金額 \$44,750に対する税額は \$9,417となる。

1) IRS Publication 519, *U. S. Tax Guide for Aliens*, 1995.

2) CCH, *1996 U.S. Master Tax Guide*, November 1995, pp. 546, 547.

3) *J. K. Lasser's Your Income Tax 1997* (Macmillan), p. 9.

4) Consumer Reports Books, *Guide to Income Tax 1997*, p. 33.

表1 1996年税率表 (Tax rate schedules for 1996)

税率	課税所得金額 (単位: \$)			
	独身 (スケジュールX)	夫婦合算申告者 (スケジュールY-1)※	夫婦個別申告者 (スケジュールY-2)	世帯主 (スケジュールZ)
15%	0-24,000	0-40,100	0-20,050	0-32,150
28%	24,000-58,150	40,100-96,900	20,050-48,450	32,150-83,050
31%	58,150-121,300	96,900-147,700	48,450-73,850	83,050-134,500
36%	121,300-263,750	147,700-263,750	73,850-131,875	134,500-263,750
39.6%	263,750 超	263,750 超	131,875 超	263,750 超

※適格寡婦 (夫) はスケジュールY-1を用いる。

表2 1996年度税額表(抜粋)

所得金額	1996年度税額表(抜粋) (単位: \$)			
	独身	夫婦合算所得	夫婦個別所得	世帯主
44,700 以上 44,750 未満	9,403	7,310	9,917	8,244
44,750 以上 44,800 未満	9,417	7,324	9,931	8,358

### (3) 夫婦合算申告書

夫婦は、その所得を合算 (combined) して、夫婦合算申告書 (joint return) を提出することができる (I.R.C. Sec. 6013)。夫婦合算申告書は、1948年に導入され、税務上で、夫と妻が、彼等の合算所得を分割することを認めたものである。これは、コミュニティ・プロパティ (夫婦財産共有制, community property) の法律に従う州とコモンロー (慣習法, common-law) に従う州における個人納税者の課税状況を等しくするためであった。コミュニティ・プロパティ州 (アリゾナ, カリフォルニア, アイダホ, ルイジアナ, ネバタ, ニューメキシコ, テキサス, ワシントン) では、配偶者の所得がコミュニティ・プロパティからの場合には、その所得は夫婦双方に帰属する。人的サービスからの利益 (earnings from personal services) は、コミュニティ利益 (community earnings) と取り扱われる。したがって、1948年の前では、コミュニティ・プロパティ州に居住する妻は、妻自身の所得がなくても、夫の所得のうちの妻の割

合 (share) を、別個に妻の納税申告書として提出することができ、その結果、夫の申告書における課税所得の1/2 (均分額, equivalent) を軽減することができたのである<sup>5)</sup>。

夫婦合算申告書制度は、夫婦の所得を合算し、それを二つに割り、それに税率を適用して税額を算出し、その税額を合計するものである。この課税方式は、二分二乗方式と呼べるものであり、妻の所得がない場合でも、夫の所得が二分割されるため、超過累進税率のもとでは適用税率が低くなるため、税額が減少する。このような各州の財産制度の相違によって連邦レベルでの所得課税が不均衡になるという矛盾を解決するため、連邦税制に夫婦合算課税制度が導入された訳である。

### (4) 連邦個人所得税申告書フォームの選択

連邦個人所得税申告書のフォーム (Form) には次のものがある<sup>6)</sup>。

フォーム1040 E Z

フォーム1040 A

フォーム1040

フォーム「1040E Z」および「1040A」は、

5) Clarence F. McCarthy, *The Federal Income Tax: Its Sources and Applications* 1981, (Prentice-Hall, 1980), p. 3-30.

6) Internal Revenue Service, *1995 1040A Instructions*, p. 16. J. K. Lasser, *op. cit.*, p. 6.

課税所得金額 \$ 50,000未満の場合に用いることができる簡易な申告書フォームである。

「フォーム1040EZ」は、独身者・夫婦合算申告者で扶養家族がなく、賃金、奨学金、少額の利子、失業手当等の所得を有するものが対象になる。

「フォーム1040A」は、扶養家族がある者、賃金、奨学金、利子配当、年金、失業手当、社会保障給付等の所得を有する者が用いることができる。

「フォーム1040」は、正規の連邦個人所得税申告書フォームであり、本稿での申告書主要項目の説明は「フォーム1040」を対象に行うことにする。

#### (5) 給与に対する源泉徴収

給与の支払者は、従業員、役員に対する給与につき所得税の源泉徴収 (withholding on wages) を行う。源泉徴収の方法には、次の二つの方法が定められている。

(1) パーセント法 (percentage method)

(2) 給与階層別法 (wage bracket method)

パーセント法は、給与から人的控除 (exemption) を差し引いた金額に対し、パーセント税率表 (percentage rate table) を適用するものである (I.R.C. Sec.3402(b))。

給与階層別法は、週ベース、2週ベース、半月ベースおよび月ベースの給与に対する給与階層別表 (wage bracket tables) を用いる方法である (I.R.C. Sec.3402(c))。給与階層別表は、パーセント法と同じ結果になるように作成されている<sup>7)</sup>。

給与の源泉徴収の明細について、給与の支払者から給与所得者に対し、「フォームW-2」が交付される。これは、日本の源泉徴収票に相当するものであり、その様式は図1のとおりである。

## 2 連邦個人所得税の計算構造

アメリカにおける連邦個人所得税の計算は、

7) CCH, *op. cit.*, pp. 580, 581. 詳細は次の資料を参照。IRS Publication 15. *Employer's Tax Guide (Circular E)*

まず、課税所得金額の算定を行い、ついで、それに税率を適用して税額を算出する。その主要な計算過程を以下に説明する。

### (1) 課税所得金額の計算

連邦個人所得税における課税所得金額は、以下の順序により行われる。

(一) 各種所得を合計して総収入金額 (gross income) を算定する。

(二) 総収入金額より必要経費 (deductions from gross income) を差し引いて、修正総所得金額 (adjusted gross income, AGI と略称される。) を算出する。

(三) 修正総所得金額から、項目別所得控除 (itemized deductions), または、簡素化された所得控除である基準所得控除 (standard deductions) を差し引き、さらに、納税者、配偶者、扶養家族の人的控除 (exemption) を減算して、課税所得金額を求める。この計算のプロセスを図示すれば、図2のとおりである。

### (2) 税額の計算

連邦個人所得税の税額計算は、課税所得金額に税率を適用して、次の順序で行われる。

(一) 課税所得金額に税率を適用して税額を算出する。

(二) 算出税額から税額控除 (credits) を差し引き、税額控除後の税額を算出する。それに代替ミニマム・タックス等の「その他の税金 (other taxes)」を加算して、税額合計 (total tax) を計算する。

(三) 税額合計から源泉徴収税額 (withheld) を差し引き、さらに、予定納税額を引き去って、納付税額 (amount you owe) を算出する。源泉徴収税額および予定納税額が税額合計を超えるときは、過納額 (over paid) となり、還付 (refund) されることになる。税額計算のプロセスを図示すれば、図3のとおりである。

## 3 連邦個人所得税の主要計算項目

アメリカにおける連邦個人所得税の計算の仕組みを体系的に説明するには、連邦個人所得税

図1 フォームW-2 給与および源泉徴収税額票

a Control number		OMB No. 1545-0008					This information is being furnished to the Internal Revenue Service. If you are required to file a tax return, a negligence penalty or other sanction may be imposed on you if this income is taxable and you fail to report it.						
b Employer's identification number					1 Wages, tips, other compensation		2 Federal income tax withheld						
c Employer's name, address, and ZIP code					3 Social security wages		4 Social security tax withheld						
					5 Medicare wages and tips		6 Medicare tax withheld						
					7 Social security tips		8 Allocated tips						
d Employee's social security number					9 Advance EIC payment		10 Dependent care benefits						
e Employee's name, address, and ZIP code					11 Nonqualified plans		12 Benefits included in box 1						
					13 See instrs. for box 13		14 Other						
					15 Statutory employee		Deceased		Pension plan		Legal rep.		Hshld. emp.
16 State	Employer's state I.D. No.		17 State wages, tips, etc.	18 State income tax	19 Locality name	20 Local wages, tips, etc.	21 Local income tax						

Department of the Treasury - Internal Revenue Service

**Form W-2 Wage and Tax Statement 1996**

Copy C For EMPLOYEE'S RECORDS (See Notice on back.)



5 WA

(注) Form W-2 は以下のとおり複数作成される。

- copy A 社会保障官庁用 (Social Security Administration)
- B 従業員 (給与所得者) の連邦税申告用 (Employee's Federal Tax Return)
- C 従業員 (給与所得者) 用 (Employee's Records) 上に示したとおり
- D 雇用者 (Employer)
- copy 1 州, 市, またはローカルの税務部門用 (State, City, or Local Tax Department)
- 2 従業員 (給与所得者) の州, 市, またはローカルの所得税申告書用 (Employee's State, City, or Local Income Tax Return)

図2 課税所得金額の算定過程<sup>8)</sup>

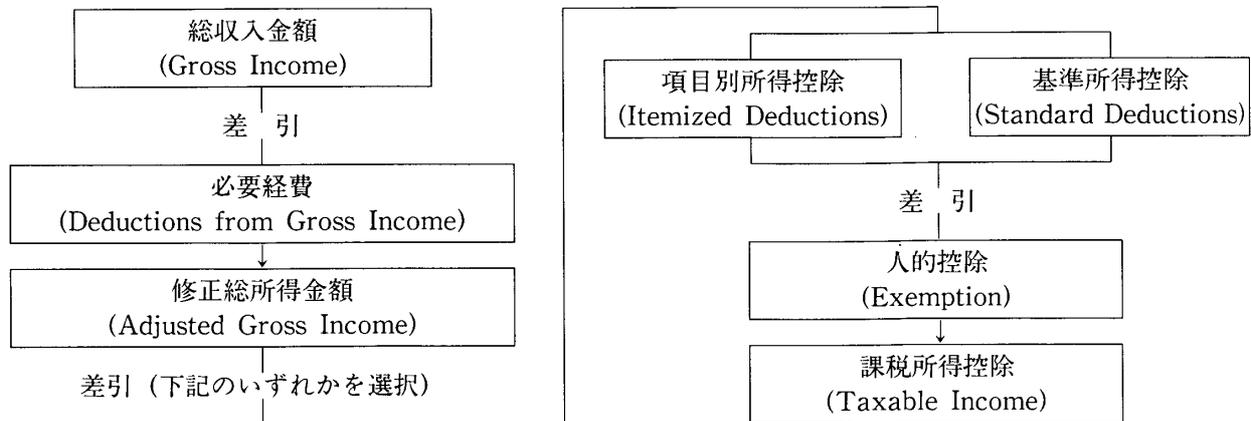
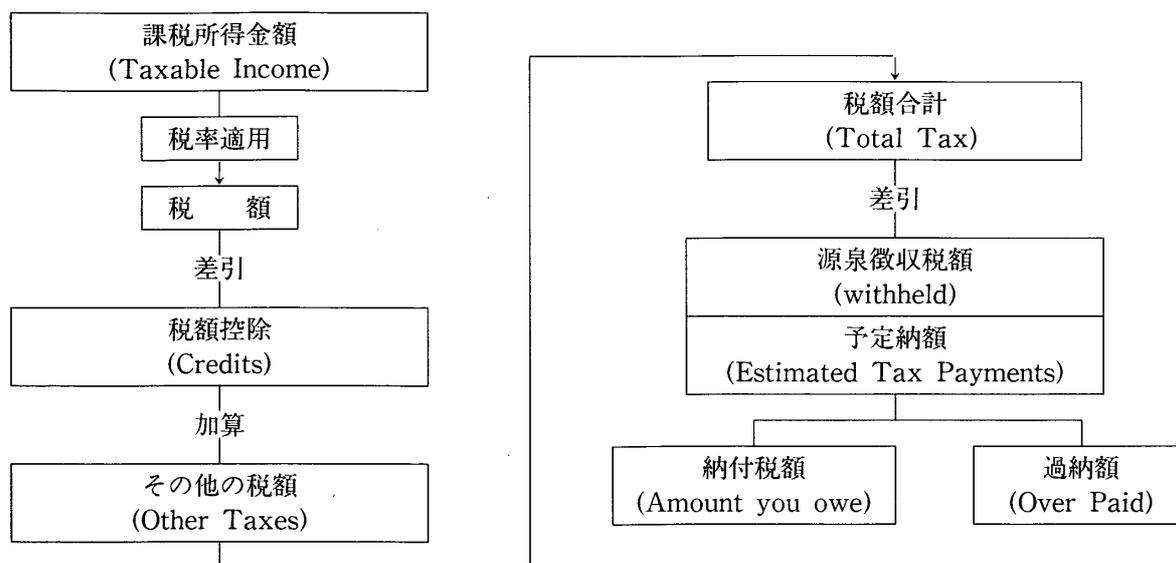


図3 税額の計算プロセス<sup>9)</sup>



申告書 (U.S. Individual Income Tax Return) の記載項目に基づいて行うことが理解を容易にすると考える。正規の申告書様式である「フォーム1040」を用いて、主要計算項目を以下に検討することにしたい。

(1) 総収入金額

フォーム1040「連邦個人所得税申告書」における総収入金額 (total income) の内訳を示せば次のとおりである。(付録 I 参照)

注. 右端の < > の数字は、申告書に示された行数番号である。

- (一) 賃金・給料 (wages, salaries, tips, etc.) <7>
- (二) 課税対象利息 (taxable interest) <8>
- (三) 配当所得 (dividend income) <9>
- (四) 課税対象州・地方所得税の還付金等 (taxable refunds, credits, or offsets of state and local income taxes) <10>
- (五) 受取扶助料 (alimony received) <11>
- (六) 事業所得 <損失> (business income or <loss>) <12>
- (七) 譲渡所得 <損失> (capital gain or <loss>) <13>
- (八) その他の利得 <損失> (other gains or

<losses>) <14>

- (九) I R A 分配金 (IRA <Individual Retirement Accounts, 個人退職勘定> distributions) <15>
- (十) 年金合計 (total pensions and annuities) <16>
- (十一) 賃貸料・特許料収入等 (rental real estate, royalties, partnerships, S corporations, trusts, etc.) <17>
- (十二) 農業所得 <損失> (farm income or <loss>) <18>
- (十三) 失業手当 (unemployment compensation) <19>
- (十四) 社会保障給付 (social security benefits) <20>
- (十五) その他の所得 (other income)  
例: ギャンブル賞金 (gambling winnings)<sup>10)</sup> <21>

上記に示された、総収入金額に含まれる(一)賃金・給料は、給与支払者が支給した賃金・給料総額であって、日本におけるような給与所得控除を差し引いた給与所得を示す金額ではない。

(2) 必要経費

総収入金額 (Gross Income) から控除して修正総所得 (Adjusted Gross Income) を算出する

8) CCH, 1996 U.S. Master Tax Guide, pp. 60, 61 を参照の上作成。  
9) Ibid., p. 61 より作成。

10) Consumer Reports Books, *op. cit.*, p. 573.

ための必要経費 (deduction) として、申告書 (フォーム1040) では次の項目が記載されている。

- (一) IRA控除 (IRA deduction) <23>
- (二) 移住費 (moving expenses) <24>
- (三) 自営業者税 (self-employment tax) <25>
- (四) 自営業者健康保険控除 <26>
- (五) Keogh および自営業者 (Self-employed) の SEP (Simplified Employee Pension) プラン<sup>(注)</sup><27>

(注) Keogh プランは自営業者用年金プラン、SEPは小企業者 (その従業員も含む) の年金プランであり、これらの掛金は必要経費になる<sup>11)</sup>。

- (六) 定期預金早期解約損 (penalty on early withdrawal of savings) <28>
- (七) 支払扶助料 (alimony paid) <2913>
- (3) 所得控除

修正総所得金額から差し引かれる所得控除 (人的控除を除く。) には、項目別所得控除または基準所得控除のいずれか多い方の金額を適用する。

#### A 項目別所得控除 (Itemized Deductions)

項目別所得控除に用いられる「スケジュール (明細書)」の項目を示せば、次のとおりである (付録II参照)。

- (一) 医療・歯科費用 (medical and dental expenses) 医療・歯科費用のうち、修正総所得金額の7.5%を超える額が控除対象となる。
- (二) 支払済税金 (taxes you paid)
  - 支払済税金のうち以下の税金が控除される。
  - 州・地方所得税 (state and local income taxes)
  - 不動産税 (real estate taxes)
  - 償却資産税 (personal property taxes)
  - その他の税金 (other taxes)
- (三) 支払利息 (interest you paid)
  - 支払利息のうち控除対象になるものは以下のとおりである。
  - 住宅ローン利息 (home mortgage interest)
  - 投資用資産取得利息 (investment interest)

#### (四) 慈善寄付金 (gifts to charity)

##### ①慈善寄付金の控除限度

慈善寄付金として控除される金額は、修正総所得金額の50%を限度とされる。

##### ②ボランティア活動と税制

アメリカの税制は、ボランティア活動を促進する側面を持っている。すなわち、直接の寄付金のみならず、ボランティア活動によって生じる費用についても、慈善寄付金控除の対象となる。

慈善活動に関連する拠出金 (contributions in connection with performing services) として、ボランティア活動・慈善活動で発生した自己負担の費用 (unreimbursed expenses) は、領収証を入手しているときに控除できる<sup>12)</sup>。

例：制服代、郵便料、文房具、備品費、広告費その他ボランティア活動に必要な費用慈善活動に自家用車を使用する場合には、ガソリン代、有料道路代、駐車料の実費を控除できる。ガソリン代の実際費用額に代えて1マイル当り12セントの割合で控除することもできる。遠方での慈善活動のために生じる旅費および宿泊代 (expenses of travel and lodging) も、通常は控除できる。

##### (五) 災害・盗難損失 (casualty and theft losses)

1件につき100ドルを超える額を算出し、その合計額のうち修正総所得額の10%超過額が対象になる。

##### (六) 業務経費およびその他の諸経費 (job expenses and most other miscellaneous deductions)

以下に示された業務経費およびその他の諸経費は、修正総所得金額 (adjusted gross income) の2%を超える金額が対象になる。

- a. 払い戻しのない従業員としての勤務費用で従業員個人負担費用 (unreimbursed employee expenses)——業務用旅費 (job travel)、労働組合費 (union dues)、業務教育費 (job education) 等

11) *Ibid.*, pp. 153, 155.

12) *Ibid.*, p. 342.

- b. 税金申告書作成費 (tax preparation fees)  
 c. その他の費用 (other expenses)——投資、貸金庫 (safe deposit box) 等  
 (七) その他の控除 (other miscellaneous deductions)

例：ギャンブルによる損失 (gambling loss)  
 以上に述べたアメリカの項目別控除は、日本の給与所得控除、医療費控除、寄付金控除、雑損控除等の合計額に相当するようである。

#### B 基準控除 (standard deduction)

基準控除額は、項目別控除に代えて用いられるものであり、計算の簡素化のために、次の一定額 (1996年度額) を控除するものである。

独身者	\$ 4,000
夫婦合算申告者・適格である寡婦 (夫)	\$ 6,700
世帯主	\$ 5,900
夫婦個別申告者	\$ 3,350

#### (4) 人的控除合計 (total number of exemptions) <36>

これは、1人当り \$ 2,550 に人的控除者数を乗じて計算する。人的控除 (exemptions) については、申告書に次の記載欄がある。

人的控除 (exemptions)

- (一) あなた自身 (yourself) (日本の基礎控除に相当) <6a>  
 (二) 配偶者 (spouse) (日本の配偶者控除に相当) <6b>  
 (三) 扶養家族 (dependents) (日本の扶養控除に相当) <6c>

子供 同居  
 別居  
 子供以外

#### (四) 人的控除数合計 <6d>

扶養家族については、その適用要件が定められている。

人的控除は、高額所得者については減額され、一定の金額を超えるときは控除額が0となる。1996年度では、次の修正総所得金額を超えるときは、\$ 1,250ごとに2%を減額する<sup>13)</sup>。

独身者	\$ 117,950
夫婦合算申告者	\$ 176,950
夫婦個別申告者	\$ 88,475
世帯主	\$ 147,450

(例3)<sup>14)</sup> 納税者およびその配偶者は、合算申告を提出し、その修正所得金額は \$ 276,950 である。この場合における人的控除は、\$ 5,100 から \$ 1,020 に減額される。

人的控除限度額	\$ 2,550 × 2	\$ 5,100
修正所得金額	\$ 276,950	
超過所得基準額	(176,950)	
超過額	\$ 100,000	
減額率		

\$ 100,000 ÷ (1,250 × 2 人) 40  
 2% × 40 80%

人的控除減額 (\$ 5,100 × 80%)	\$ 4,080
人的控除許容額	\$ 1,020

要するに、修正総所得金額が増額することにより、人的控除が段階的に削減 (phaseout) される仕組みになっており、一定額を超える場合には完全に削減される。夫婦合算申告者については、1996年度では修正総所得金額 \$ 299,450 で控除率は100%となり、人的控除許容額は0となる。

アメリカの人的控除は、日本における基礎控除、配偶者控除、扶養控除に相当するものである。アメリカにおいては、高額所得者については、減額されることになっており、所得金額に関係なく控除額が一定である日本とは、異なっている。

#### (5) 課税所得金額 (taxable income) <37>

修正総所得金額 (adjusted gross income) から、項目別控除 (itemized deductions) または基準控除 (standard deduction) のいずれかを差し引き、さらに人的控除 (<personal> exemptions) を差し引いて、課税所得金額が算定される。

#### (6) 税額の計算 (tax) <38>

課税所得金額に税率を適用して、税額を算定する。1996年度において、基本的に税率は以下のとおりである。

13) *Ibid.*, p. 55.

14) *Ibid.*, p. 55.

15%, 28%, 31%, 36%, 39.6%

税額については、\$ 100,000までの所得については簡易税額表 (tax table) により計算し、\$ 100,000を超える場合には、税率表 (tax rate schedules) を用いる。簡易税額表および税率表は、ともに、独身者、夫婦合算申告者、夫婦個別申告者および世帯主に分けて、階層別所得、税率および税額を示している。1996年度において、\$ 263,750 (夫婦個別申告者の場合には \$ 134,500) を超える所得部分については、いずれも39.6%の税率が適用される (本稿1の表1参照)。

#### (7) 税額控除 (credits)

##### (一) 子供・扶養者ケア費用税額控除 (credit for child and dependent care expenses) <39>

納税者が働くために子供や扶養家族のケアの費用を支払ったときは、一定額が税額控除される。

##### (二) 老年者・障害者税額控除 (credit for the elderly or the disabled) <40>

納税者が65歳以上の老年者である場合、または、退職した障害者で課税対象の障害者手当を受け取る者は、\$ 1,125に達するまで税額控除が適用できる。ただし非課税社会福祉手当・年金・障害手当が一定額を超え、または修正総所得金額が一定額を超えるときは、税額控除の適用はない<sup>15)</sup>。

##### (三) 外国税額控除 (foreign tax credit) <41>

##### (四) その他 <42>

##### (五) 税額控除合計<43>

##### (六) 税額控除差引後税額 <44>

#### (8) その他の税金

##### A. その他の税金の項目

「その他の税金」として加算される項目には次のものがある。

##### (一) 自営者税 (self-employment tax) <45>

これは、正規の所得税に加えて、自営所得 (self-employment income) に課せられる社会保障税 (social security tax) である。1996年度では、自営所得 \$ 62,700までは15.3%そ

れを超える金額については2.9%となっている<sup>16)</sup>。

##### (二) 代替ミニマム・タックス (alternative minimum tax, AMT) <46>

##### (三) 雇用者に報告していないチップ所得に対する社会保障・医療税 (social security and medicare tax on tip income not reported to employer) <47>

##### (四) 適格退職プランに対する税金 <IRAs も含む> (tax on qualified retirement plans, including IRAs) <48>

##### (五) 「稼得所得税額控除」前受額 (advance earned income credit payments) <49>

稼得所得税額控除は、子供を持つ低所得労働者のために設けられた税額控除である。これについては雇用者から前受けすることができするため、計算上では、いったん、税額控除前受額を加算するものである。稼得所得税額控除については後述する。

##### (六) 家事従業員税 (household employment taxes) <50>

\$ 1,000以上の賃金を家事従業員に支払う場合には、社会保障・医療税 (social security and medicare taxes <FICA>) を納付しなければならない。ただし、配偶者、子供または両親に対する支払については免除される。

##### (七) 税額合計 (total tax) <51>

税額控除後所得税額に、上記の「その他の税金」を加えて税額合計を算出する。

#### B. 代替ミニマム・タックス

「その他の税金」のうち、代替ミニマム・タックスの内容は複雑であるので、その要点を説明する。代替ミニマム・タックスは、高額所得者が正規の所得税を回避することを防ぐために設けられている<sup>17)</sup>。それは、正規の所得税の計算と並行して、別に代替ミニマム・タックス所得 (AMTI) を計算する。正規の所得税に適用された項目別控除、基準控除および人的控除のうち、租税優遇項目 (tax preferences) として AMTI の計算で除外される項目がある。正規の

15) *Ibid.*, p. 467.

16) *Ibid.*, p. 598.

17) *Ibid.*, p. 593.

表3 AMT控除

	代替ミニмум・タックス所得	控除額
独身者・世帯主	\$ 112,500 以下	\$ 33,750
夫婦合算申告既婚者・寡婦(夫)	150,000 以下	45,000
夫婦個別申告既婚者	75,000 以下	22,500

所得税用の所得に、控除除外項目を加算して、AMTIを算定する。ついで、少額のAMTIを対象にしないために設けられたAMT控除(AMT exemption)を差し引き、その差額にAMT税率を適用して仮代替ミニмум・タックス(tentative minimum tax)を算定する。それから、正規の所得税額を差し引いて、ミニмум・タックスを計算する。将来、課税繰延べの租税優遇項目(例：加速償却)が戻し入れられて、正規の所得税が課税される場合には、対応するAMTは、正規の所得税から税額控除される<sup>18)</sup>。

代替ミニмум・タックスの計算は、フォーム6251「代替ミニмум・タックス<個人用>(Alternative Minimum Tax-Individuals)」<sup>19)</sup>を用いて行われる。その計算プロセスの要点は次のとおりである。

a. 修正項目

(1) AMTで控除されない項目別控除

例：州・地方税(state and local taxes)

(2) AMTで損金とならない必要経費

例：加速償却(excess depreciation)

修正・租税優遇項目合計(total adjustments and preferences)

b. 正規の所得税の所得金額(修正総所得から項目別控除または基準控除を差し引いた金額)

c. 代替ミニмум・タックス所得(alternative minimum taxable income) <a+b>

d. AMT控除(AMT Exemption)

少額な場合に代替ミニмум・タックスを適用しないため、AMT控除がある。AMT控

除は適用される申告書の種類と代替ミニмум・タックス所得によって決定される。1996年度のAMT控除は上記の表3のとおりである。

上記を超える代替ミニмум・タックス所得については、超過額に25%を乗じた金額を控除額より差し引くため、一定額以上の場合には控除がなくなる。

(例5)<sup>20)</sup> 独身者の場合、代替ミニмум・タックス所得\$247,500で控除は0となる。

控除減少額

$$(247,500 - 112,500) \times 25\% = 33,750$$

控除額 控除減少額 控除額

$$33,750 - 33,750 = 0$$

e. 差引AMT課税額(c-d)

f. 仮AMT税額(e×税率)

税率はAMTIが\$175,000(夫婦個別申告者は\$87,500)以下のときは26%であり、それをを超える金額については28%が適用される。

g. 正規の法人税額(税額控除前)

h. 代替ミニмум・タックス(alternative minimum tax) (f-g)

(9) 納付済税額の差引き

算出された税額合計から、すでに納付されている税額を差し引いて、要納付税額または還付税額を算出する。すなわち、算定された税額合計から源泉徴収税額を差し引き、ついで、本年度所得税額のうちすでに納付済の予定納税額を差し引く。さらに低所得者に適用される稼得所得税額控除、延納申請額を減じ、その他の納付済額を引き去って、要納付税額を算定する。算定された税額合計より源泉徴収額、予定納税額等が多い場合は税金の過納となり、還付されることになる。

18) AMT税額控除は複雑な計算であるため、税務専門家の協力を必要としようとしている。*Ibid.*, p. 440.

19) *Ibid.*, p. 430.

20) *Ibid.*, p. 439.

これらの項目を示せば、次のとおりである。

納付済額 (payments)

- (一) 連邦所得税源泉徴収額 (federal income tax withheld) <52>

源泉徴収額の明細を示す「フォームW-2」

(図1参照) を添付することが必要である。

- (二) 予定納税額 (estimated tax payments) <53>

源泉徴収が行われないか、あるいは、源泉徴収で納付しきれない当年度所得税額につき、予定納税 (estimated tax) が必要とされる。一般的ルールとしては、源泉徴収または予定納税のいずれかによって、個人の当年度最終所得税額の90%以上を納付することが求められる。予定納税の過少納付については附帯税 (罰金, penalty) が課せられる。ただし、前年度所得税額の100%を予定納税としておれば附帯税は課せられない。CCHの *U. S. Master Tax Guide* では、これを是認範囲ルール (safe harbor) と呼んでいる。しかし、前年度修正総所得金額 (adjusted gross income) が \$ 150,000 を超える個人についての是認範囲は、前年度税額の110%とされる<sup>21)</sup>。

予定納税の期日 (due date) は以下のとおりである。

第1期	4月15日
第2期	6月15日
第3期	9月15日
第4期	1月15日

- (三) 稼得所得税額控除 (earned income credit) <54>

稼得所得税額控除は、子供を持つ低所得労働者の租税負担軽減のために設けられているものであり、適用対象となる子供を持つ納税者は次の金額を税額控除できる<sup>22)</sup>。

修正総所得金額および稼得所得金額が \$ 25,078未満 (less than) であり、適用対象となる子供1人を有する場合には、一定の計算により最高 \$ 2,152の税額控除が適用される。ただ

し、所得が増加するにしたがって税額控除が減額され、所得 \$ 25,078では税額控除が0になる。子供2人で修正総所得金額および稼得所得金額が \$ 28,495未満の場合、一定の計算により \$ 3,556の税額控除が適用される。

稼得所得 (earned income) には、賃金、給与、チップおよび自営所得 (wages, salary, tips, and income from self-employment) が含まれる。稼得所得税額控除については、前述したように、雇用者から前受 (advance payments) することができる。

- (四) 延納申請額 (amount paid with Form 4868 <extension request>) <55>

- (五) 社会保障・RRTA 税源泉徴収超過額 (excess social security and RRTA tax withheld) <56>

- (六) その他の納付税額 (other payments) — (規制投資会社税額控除、連邦ガソリン・特別燃料税) <57>

- (七) 納付税額合計 (52+53~57) <58>

- (八) 還付 (refund) <58 (納付済額) - 51 (税額合計) > <59>

- (九) 要納付額 (amount you owe) <58 (税額合計) - 51 (納付済額) > <62a>

- (10) 確定申告期限と納付期限

連邦個人所得税申告書の提出期限は、4月15日である。提出先は、個人の居住者の所在地域 (region) の内国歳入庁センター (Internal Revenue Service Center) である (Reg. §1.6091-2)。例えば、Ohio州の I. R. S. センターは Cincinnati (OH 45999-002) に設置されている。確定申告に伴う納付期日も4月15日である<sup>23)</sup>。

#### 4 日本の所得税の仕組み

##### (1) 所得税の計算体系

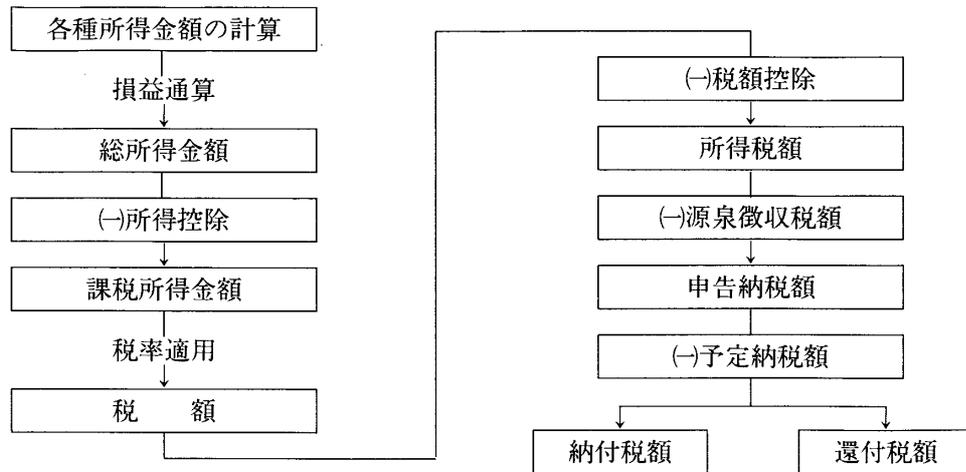
日本における所得税の計算順序は、まず、各種所得を個別に算定し、それを合計し、それから所得控除を差し引いて課税所得金額を算出する。ついで、課税所得金額に税率を適用して税額を算出し、それから税額控除を差し引いて所

21) CCH, *op. cit.*, pp. 592, 593. Consumer Reports Books, *op. cit.*, pp. 484-487.

22) Consumer Report Books, *op. cit.*, pp. 475, 476.

23) CCH, *op. cit.*, pp. 5, 78, 79, 568, 570.

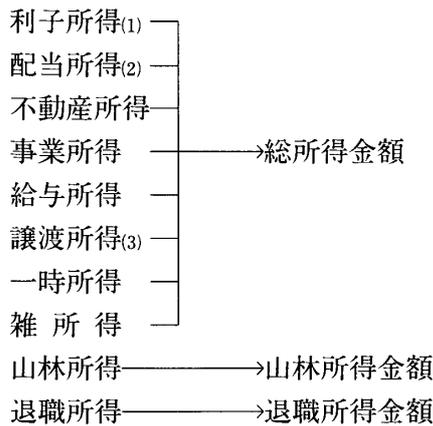
図4 日本の個人所得税の計算体系



得税額を計算する。それから源泉徴収税額を差し引いて申告納税額を算定し、予定納税額を差し引いて、確定申告による納付税額または還付税額を算出する。この関係を図示すれば図4のとおりである。

(2) 各種所得金額の計算と損益通算

所得税法は、所得源泉説の考え方に基づいて、所得源泉別による担税力の差を租税負担に反映させる体系となっている。所得は次の10種類に分類され、それらを通算して総所得金額、山林所得金額、退職所得金額が計算される。



注(1)利子所得は源泉分離課税。  
 (2)配当所得に源泉分離課税の選択あり。  
 (3)土地・建物の譲渡所得については分離課税。株式等の譲渡所得については申告分離課税、源泉分離課税の選択あり。

所得税は超過累進税率をとっているため、各種所得を合計（通算）すると、適用税率が高くなる。臨時所得の性格を持つ山林所得と退職所

得は合計せず、個別に軽減された税金が計算される。したがって、10種類の所得のうち、山林所得および退職所得を除く8種類の所得が、原則として通算されて総所得金額となる。なお、利子所得は源泉所得分離課税となっており、配当所得についても源泉分離課税の選択ができる。土地・建物を売却した場合の所得については、土地・譲渡益重課のために分離課税とされる。株式等の譲渡所得については申告分離課税とされており、源泉分離課税を選択することもできる。

(3) 給与所得計算における給与所得控除

各種所得の計算は、収入金額（または総収入金額）から必要経費を差し引いて、所得金額が算出される。

給与所得については、次の算式で計算される。

$$\text{収入金額} - \text{給与所得控除額} = \text{給与所得金額}$$

給与所得控除は、給与収入を得るための必要経費を概算的・均一的に算定したものであって、下記のとおり、収入金額の一定割合を以って計算する。

収入金額	162万5千円以下	65万円
"	162万5千円超180万円以下	収入金額×40%
"	180万円超360万円以下	収入金額×30%+18万円
"	360万円超660万円以下	収入金額×20%+54万円
"	660万円超1,000万円以下	

収入金額×10%+120万円  
 // 1,000万円超  
 収入金額×50%+170万円  
 給与所得者の特定支出（通勤費，転勤引越費用，研修費，資格取得費，単身赴任帰宅旅費等）が給与所得控除額を超えるときは，確定申告により，その超過額を給与等の金額から控除することができる。しかし，この適用例はほとんどのが実情であり，朝日新聞によれば，1996年の確定申告で「特定支出控除」を申告した人数は3人といわれている<sup>24)</sup>。

#### (4) 所得控除

課税所得金額を算定するため，各種所得の合計額から差し引かれる金額が，所得控除である。所得控除には，次のものがある。

雑損控除  
 医療費控除  
 社会保険料控除  
 小規模企業共済等掛金控除  
 生命保険料控除  
 損害保険料控除  
 寄付金控除  
 障害者控除  
 老年者控除  
 寡婦控除  
 寡夫控除  
 勤労学生控除  
 配偶者特別控除  
 配偶者控除（通常38万円）  
 扶養控除（通常38万円）  
 基礎控除（38万円）

#### (5) 税率

個人所得税の税率は，次のとおり超過累進税率である。

課税総所得金額等 (A)  
 330万円以下 10% (A)×10%  
 330万円超900万円以下  
 20% (A)×20%－33万円  
 900万円超 1,800万円以下  
 30% (A)×30%－123万円

1,800万円超 3,000万円以下  
 40% (A)×40%－303万円  
 3,000万円超  
 50% (A)×50%－603万円

#### (6) 税額控除

課税所得金額に税率を適用して税額を算出し，それから次に述べる税額控除を差し引いて，所得税額を算定する。

配当控除  
 住宅取得等特別控除  
 政党等寄付金特別控除等

#### (7) 申告納税額・確定申告納税額

所得税額から外国税額控除，源泉徴収税額を差し引いて，申告納税額を算定する。さらに予定納税額を差し引いて，確定申告納税額，または，還付額を計算する。

### 5 アメリカと日本における給与所得課税の相違

#### (1) 確定申告方式と年末調整方式

アメリカと日本における給与所得課税方式の相違として，まず指摘できるのは，アメリカにおける確定申告方式と日本における年末調整方式である。アメリカでは，給与の支払に際して所得税の源泉徴収がなされるものの，年間給与所得の課税計算は，確定申告書の提出によってなされる。給与収入を得るための必要経費も個別に計算されるため，必要経費の支出記録，証拠書類の保存が必要となる。また相当複雑な所得税に関する法令を参照しながら，必要経費項目の算定基準等の確認も必要となり，したがって，給与所得者の確定申告書作成に相当の準備と手数を要する。そのため，確定申告書作成を会計事務所等に依頼するケースも多く，そのための費用を必要とするようである。

日本において，給与所得者は，他に所得がない場合には，勤務先の給与支払機関（企業，官庁，学校，その他の団体等）において，年末調整を行い，それで納税手続きが完了する。年末調整を可能にしているのは，給与の収入金額から差し引かれる必要経費の金額を，収入金額の一定割合で均一に算定する給与所得控除を用い

24) 朝日新聞1997.7.4.

図5 年末調整の計算プロセス

区		分	金	額	税	額	
年	給料・手当等	①		円	③	円	
	賞与等	④			⑥		
	計	⑦			⑧		
	給与所得控除後の給与等の金額	⑨					
	社会保険 給与等からの控除分(②-⑤)	⑩					
	料控除額 申告による控除分	⑪					
	小規模企業共済等掛金の控除額	⑫					
	生命保険料の控除額	⑬					
	損害保険料の控除額	⑭					
	配偶者特別控除額	⑮					
末	配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯					
	所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰					
	差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び年税額	⑱		1,000円未満切り捨て		⑲	
	住宅取得等特別控除額	⑳					
	差引年税額 (⑲-㉑、赤字の場合は0とします。)	㉑					
	差引超過額又は不足額 (㉑-⑧)	㉒					
	整	超過額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉓			
			未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉔			
			差引還付する金額 (㉒-㉓-㉔)	㉕			
		の精算	同上の 本年中に還付する金額	㉖			
うち 翌年において還付する金額			㉗				
不足額	本年最後の給与から徴収する金額	㉘					
	の精算 翌年に繰り越して徴収する金額	㉙					

ているためである。収入金額の一定割合が給与所得控除として自動的に算定されるため、給与の収入金額が確定すれば、給与の支払者において給与所得は客観的に算出される。

年末調整において、給与の支払者は、まず、従業員・役員の毎月の給料に対する源泉徴収額と賞与に対する源泉徴収額を合計する。ついで、年間給与所得に対する所得税額を算定し、それからすでに源泉徴収した税額を差し引いて、差引年税額を計算する。差引年税額が源泉徴収済額を超過するときは超過額を還付し、不足するときは最後の給与から不足額を徴収する。給与所得者の所得および税額の計算は、企業等の給与支払者において、源泉徴収と年末調整を以って完了するため、給与所得者は、他に所得のある場合を除き、確定申告を行う必要はない。換言すれば、納税者としての給与所得者は、自ら所得および税額を計算する必要はない。

給与所得の年末調整は所得税源泉徴収簿で行われ、そのフォームは図5のとおりである。

年末調整の結果は源泉徴収票に記載され、給与所得者に交付される。他に所得がある給与所

得者が確定申告を行う場合には、源泉徴収票を確定申告書に添付して、申告納税の計算にそれを用いる。源泉徴収票の書式は図6のとおりである。

(2) 必要経費の個別計算と一律計算

アメリカにおける給与所得の計算において、納税者の個別事情を反映して、必要経費を算定する。個別に必要経費を算定するためには、多くのケースにつき、必要経費となる項目を明らかにし、その金額の計算ルールが必要となる。そのため、簡便な基準控除額が適用されることの多い低所得者層を除き、給与所得者における所得算定手続きは、相当の手数を要するものとなっている。このことは、納税者が申告を通じて、個別事情を主張する側面を持っているといえよう。

これに対し、日本における給与所得課税は、納税者の個別事情を所得計算に反映するというより、収入金額の一定割合を均一に必要経費部分とするという平等の取扱いがなされている。そこには、所得計算の段階における納税者の個別事情を強調するという側面はなく、納税者に

図6 源泉徴収表

平成8年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)															
		氏名 (フリガナ)															
		(役職名)															
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額			源泉徴収税額											
給料・賞与	百万円 千円 円	百万円 千円 円	百万円 千円 円	百万円 千円 円	百万円 千円 円	百万円 千円 円	百万円 千円 円	百万円 千円 円	百万円 千円 円	百万円 千円 円	百万円 千円 円	百万円 千円 円					
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)			社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅取得等特別控除額						
有 無 従有 従無	千円 円	特 定 特 別	老 人 特 別	其 他 特 別	障 害 者 特 別	其 他 特 別	千円 円	千円 円	千円 円	千円 円	千円 円	千円 円					
(摘要) 復期給与特別減税額の還付済額 年調給与特別減税額								配偶者の合計所得		千円 円							
								個人年金保険料の金額		千円 円							
								長期損害保険料の金額		千円 円							
大あり	未成年者	乙 欄	本人が障害者その他	障害者その他	老年者	寡一般	寡特別	寡夫	勤労学生	死に退職	災害者	外国人	中途就職	中途退職	年 月 日	受給者生年月日	年 月 日
													8				
支払者	住所(居所)又は所在地																
	氏名又は称	(電話)															

においても、他の納税者と平等の取扱いであれば納得するという思考が含まれているように感じられる。言い換えれば、「ひとしからざるを憂う」という日本人の心情が税制に反映している面があるといえよう。

(3) 雇用状況の税制への影響

年末調整の有無は、その国の雇用制度によって影響される。アメリカにおいては労働の流動性が高く、従業員の年間移動率も高い傾向がある。したがって、雇用定着率の低い社会環境においては、給与の支払者による給与所得者の年末調整は、有効性に乏しいものとなりかねない。

それに対し、日本では、従来、終身雇用制のもと、従業員の定着率が高く、年末調整の運用が円滑かつ効果的に行える社会環境にあるといえよう。

(4) 納税方式と社会的コスト

アメリカにおいては、給与所得者がすべて自己計算に基づき確定申告を提出する。したがって、すべての納税者は、原則として、確定申告を提出するため、申告書数は膨大な量となり、その社会的コストも多額のものとなる。高校生からアルバイトを行い、大学生もアルバイトで

学資を賄うことが通常であるため、彼等も確定申告書の提出を必要とすることが多い。そのため、税務当局では、高校生、大学生向けの申告書の書き方の資料・パンフレットを作成・配布している。

これに対し、日本では、納税者の多数が給与所得者であり、給与所得者の納税は、年末調整によって企業等の給与支払者が代行して行われ、原則として確定申告を要しない。確定申告は、自営業者を中心に、他に所得のある給与所得者、還付請求者等が提出するため、アメリカに比べ、その提出割合は低い状況にあるといえる。このため、日本における確定申告に関連する社会的コストはアメリカに比べ低いといえよう。反面、本来給与所得者個人が行うべき申告納税業務を、企業等の給与支払者においてその費用を負担している面が指摘できよう。

(5) 給与所得課税における手数と費用の負担  
——納税者意識への反映——

アメリカの給与所得者は、それぞれに、所得税申告書を作成し、納税を行う。そのための手数、費用を負担しなければならないだけに、税に対する関心は高く、その用途についても厳し

い目を向ける。今回、参照した2冊の出版社発行ガイドブックは、アメリカの納税者によく利用されているようであるが、以下に示したように、ともに大部のものである。それは、読むというより参照用のものであり、相当複雑な内容であり、このような分厚いガイドブックを利用する給与所得者の申告納税の苦勞が伺える。

Consumer Reports Books, *Guide to income tax 1997*, Consumer Reports Books, Division of Consumer Union.

A 4版 633頁 重量 1.1kg

*J. K. Lasser's Your Income Tax 1997*, Macmillan.

A 4版 700頁 重量 1.2kg

日本の給与所得者は、ほとんどが源泉徴収と年末調整を通じて手続が完了するため、所得計算と確定申告に伴う手数を避けることができる。反面、自らの所得金額、納税額に対する関心は低く、多くの場合、税引後手取額を意識する。したがって、税金の使途についても比較的関心度が低いといえよう。

#### (6) 税文化の違い

アメリカと日本で使用されている税務用語におけるニュアンスの違いを考えてみたい。アメリカでは、税を負担し、支払う人を「タックス・ペイヤー (tax payer)」と表現する。そこには、税を支払う市民と、それを受け取る政府、税務当局との間に対等の関係が存在しているように感じる。市民はタックス・ペイヤーとして税金を支払うとともに、その使途が公平 (fair) であるか否かについて、厳しくチェックする。それだけに、税金の不正に対して、タックス・ペイヤーとしてのアメリカ市民は、厳しく対処する。イギリスの植民地への重税に対する反税運動より始まったアメリカ建国の歴史が、税への深い関心と厳しさに反映しているといえよう。

日本における個人所得税にも、日本の特色が反映している。アメリカのタックス・ペイヤーは、対等の立場で税金を支払う人という語感が含まれているのに対し、日本における「納税者」という用語は、下々の者がお上に対して税を上納するという語感が感じられる。勿論、日本税

法における納税者の立場は尊重され、その権利義務は正当に定められている。しかし、税務用語や税務運営においては、歴史的、心情的要素が今なお影響を残しているといつてよからう。日本のいわゆる納税者が、日常的な会話で語る「税金をとられた」という表現は、現実には納税者が納得づくで納税を行っているとしても、無意識のうちに、「お上にとられた」という感覚が反映している面があるかもしれない。

所得税申告書は、アメリカでは「Income Tax Return」といわれている。しかし、その感覚は「申告書」というよりは「報告書」という用語が適切である。「Return」は、ランダムハウス英和大辞典第2版によれば、「応答する、報告する」意味がある。税務当局と対等の立場にあるタックス・ペイヤーが法に基づいて、その所得および税額を報告するという手続を示す訳語としては、「所得税報告書」とするほうがより実態を示しているかもしれない。

それに対し、日本では「所得税の確定申告書」と表現されている。岩波国語辞典第五版によれば、「申告」とは「官庁などに申し立てること」とされ、「申す」とは「下の者が上の者にものを言う」こととされている。「申告」という言葉の語感、下々の者がお上に対して言上するという面がある。勿論、戦後における税務行政は民主的運営を最重要課題とし、必ずしも権威主義的なお上意識ばかりでないことも認められる。しかし、歴史的、風土的な要素は税務用語にも反映せざるを得ず、それが無意識のうちに税務行政側にも税を支払う側にも影響している側面がある。最近における急速なグローバル化を反映した経済の激変期において、税金の公正な使い方に市民が強い監視の目を向ける傾向にあることは、日本の納税者がタックス・ペイヤーとしての意識に目覚め始めた徴候であるかもしれない。

## II 日本企業駐在員の税務事情

### —— 一日本人納税者から見た アメリカの税制——

網野俊賢

#### 6 アメリカにおける日本人納税者

##### (1) アメリカにおける納税体験

毎年3月ともなると勤め先のカフェテリアなどで、昼食時間やコーヒータイムに交わされるアメリカ人の日常会話の中に、税金の話題がにわかが増えてくる。4月15日が期限となっている確定申告の時期だからである。個人で税の申告をするという習慣を殆ど持たない日本人駐在員がアメリカ人との会話について行けない時期でもある。

筆者は1976年から日本企業のアメリカ現地法人に駐在員として、約19年間勤務し、定年退職後もそのままアメリカに居住して仕事をしている。また毎年6ヶ月は日本の大学で非常勤講師としての仕事もしている。

従って標題にある一日本人納税者という立場も①企業の駐在員②個人事業者という二つがあり、両方について自分自身の経験を交えながらアメリカの税制の一面を述べてみたいと思う。

##### (2) アメリカで納めている様々な税

アメリカに居住していることによって、われわれ日本人も様々な税を支払うことになる。その最たるものは連邦政府および州政府に支払う所得税であるが、それ以外にも次の税金がある。

###### a 社会保障税 (social security tax) (連邦税)

日本人といえども一定の条件を満たせば、将来 social security の受給資格者になることから、所得に応じて社会保障税が義務づけられている。

###### b セールス・タックス (州税)

家庭用品、文房具といった日常の買物から、自動車、家具といったものまで、全ての買い物についてセールス・タックスを支払わなければならない。その名が示す如くももとは売手側が支払うものであるが、買手に転嫁されていることから、実質的に買手が納税者となっている

のは日本と同じである。

筆者が住むオハイオでは州税として5%、さらに郡税0.75%が加算されてセールス・タックスの合計は5.75%となる。お隣のインディアナ州は州税として5%だが郡税は課せられない。

このように州によって異なるので、その差が大きければ高額商品は州境を越えて隣の州で買った方が得ということにもなる。

###### c 不動産税 (州税) (real estate tax)

駐在期間中に住居を購入する駐在員は多い。その結果として不動産税の納税義務が生じる。

###### d ガソリン消費税 (連邦税, 州税) (gasoline tax)

アメリカでは自動車なしの生活は考えられない。通勤距離やレジャーへの車の使用頻度にもよるが、かなりのガソリンを月々消費することになる。その中にはガソリン消費税が含まれておりガロン(約3.8リットル)18.3セントである。

上記のほかタバコ・アルコール税や空港税といったものもある。

## 7 企業の駐在員としての税務

### (1) 納税義務

国民の義務の一つとして納税義務があることは、日本であれアメリカであれ変わりはないが駐在員は日本国民でありながら、アメリカ政府に対して納税の義務を負うという点で特殊な立場にあるといえる。連邦所得税法はわれわれ外国人を(一)居住者 (resident aliens), (二)非居住者 (non resident aliens)の二つに分類しており、そのいずれに属するかを詳しく規定している。簡単に言えば(一)永住権保持者または、(二)年間183日以上アメリカに居住というケースが居住者とみなされる。またどちらに属するかによって課税の方法も異なってくる。駐在員はその大半が居住者のカテゴリーに属すると考えられるが、次のようなケースでは税法の規定をよく理解して、居住者になるのか非居住者になるのかを、注意深く決めなければならない。

・年の後半に赴任して来たが、それまでも出張で何回も来ており、その合計滞在日数は150日を超えている。

- ・秋に赴任して来た。今年はそれまで出張で来たことはない。しかし前年と前々年には毎年半年ちかく出張でアメリカに滞在していた。

なぜならば、183日規定というのには複雑な計算方式があり、前年や前々年の滞在日数にもある係数を掛けて本年度の滞在日数に加算されるからである。従って本年の日数が183日に満たないからといって非居住者とは必ずしも見なされないという問題がある。またこの規定は駐在者のみならず出張者にも適用されるので、アメリカ滞在の合計日数が多い出張者については注意が必要になる。近年アメリカ内国歳入庁 (Internal Revenue Service 以下IRSと略す) はこの規定が厳格に適用されているかを注意深くモニターしており、日本企業でも社員のアメリカへの出張計画や滞在実績を納税義務の発生という見地から、管理しているところが増えてきている。

## (2) 納税申告

駐在員の納税申告手続きについては、殆どの日本企業現地法人において会社が契約する公認会計士事務所で書類を作成し、本人はサインするだけというのが実態であろう。その理由として考えられるのは次のような事柄である。

- ・殆どの日本人駐在員が、日本においても確定申告といった税務手続きには疎く、習慣付けられていない。
- ・アメリカの複雑な税制を英語で理解して、正しく申告するのは至難の技である。(長年手がけているアメリカ人でも毎年のように変わる税法の内容を把握して、申告書類を作成するのは難しい仕事の一つといえる。)
- ・駐在員は外国人居住者という特別な立場で、アメリカでの所得のみならず、本国やその他の外国における所得をすべて申告しなければならないという複雑性を負っている。
- ・そのこともあってIRS監査の対象となりやすく、申告内容の正確性を高めておく必要がある。

## (3) 納税申告ワークシート

会社が契約している公認会計士事務所が申告

書類を作成するにあたって、給与やボーナスといった会社で判る金額は別として、個人の所得に関しては本人からの情報が必要となる。そのような情報を税務申告内容に沿って入手するために、毎年3月になるとワークシートが本人に配付される。その項目は税務申告書の複雑性を反映して、かなり広範にわたっているが、主なものを挙げてみる。

### ①現物支給

駐在員は会社から自動車を貸与されることが多い。会社によっては配偶者もその対象となる。通常はなにかの使用料を会社が徴収するが、実際にかかるコストよりは少ないことが多い。その場合に差額は現物支給と見なされて所得税の対象となる。また英語を勉強するために会社が家庭教師をつけるといったものもそれに要した経費は現物支給と見なされる。

### ②配偶者のアメリカにおける給与所得

一般的には駐在員が保持するビザから来る制限があって、配偶者(妻)がアメリカで働くことは不可能であり、従って妻に給与所得があるという場合は少ない。しかし、中には永住権を持っていて働いているとか、特殊な技能(例: 大学で日本語を教える)によって収入を得ている場合があり、それらが対象となる。

### ③資産の売却

株式や不動産などを譲渡したときの損益が申告の対象となる。これはアメリカ国内における譲渡のみならず日本での譲渡も含まれる。日本での持ち家を売ってアメリカで新居を求める、アメリカで住宅を買い換えて引っ越す、日本へ帰任するにあたって売却するといったケースが主な事例といえる。

この項目には売却資産の内容・種類・取引の詳細、取得日、取得価格、売却日、売却価格、また未収代金があるときはその内容などが含まれる。この情報によって損益の金額のみならず、異なった課税方法が適用される長期譲渡所得と短期譲渡所得の別などが判断されることになる。

### ④給与以外の所得

駐在員にとって給与以外の所得といえば、その主なるものは様々な預金による利子収入であ

る。勿論日本での預金の利子も含まれる。どの金融機関から税引き前の利子をいくら得たか、源泉課税された金額は、その結果としての手取り利息はいくらであったかを記入する。また本年のどこかで一度でも1万ドルを超えた預金額があった日本での預金口座については金融機関名、預金額、口座番号などの申告が必要とされる。

配当所得も申告対象となるが、日本のサラリーマンの場合は持株会や住宅共済会といった企業内プログラムに参加することによって配当を受け取ることもよくあり、そうした所得が申告漏れとならないように注意を要する。

#### ⑤ その他の所得

ギャンブル・宝くじ・各種賞金などが対象となる。よくゴルフ場でチョコレートの代わりにやりとりされる現金なども、厳密に言えば申告対象となる。私の友人のアメリカ人は釣り名人で、オハイオ各地の釣り大会に出場してかなりの賞金をかせいでいるが、それらはすべて申告しているとのことである。

#### ⑥ 課税控除 (Deductables) の項目

納税申告にあたっては控除される項目についても漏れがないようにすることが大切である。

- ・アメリカでの住宅購入に伴って支払っている利子
- ・その住宅の為に支払った不動産税

などがある。

また日本で所有する住宅についても利子、固定資産税などが控除の対象になるが、その住宅を留守の間賃貸に出している場合の家賃収入は、逆に収入として申告しなければならない。

控除される項目の一つとしてチャリティーへの寄付などがある。駐在員の場合もよき市民としてアメリカにおいて、こうした寄付が増える傾向にある。特に年に一回キャンペーンが行われるユナイテッド・ウエー募金には、多くの企業が企業ぐるみで参加することから、駐在員でこれを通して寄付している人も多い。

よく「故郷のお寺の普請に寄進をしたが、控除の対象になるか」と聞く人がいる。残念なが

ら故郷（日本）のお寺はIRSが認知している寄付控除対象団体とはなっていないので、控除は出来ないことになる。

なお事故・火災・盗難などの被害にあった場合、保険などで補填されない金額が控除の対象となる。

ワークシートのなかで該当する全ての項目に正しい情報を記入したならば、それを駐在先の総務部門に提出し、契約する公認会計士事務所がその情報に基づいて申告書類を作成するという段取りになっている。大体において駐在員の申告内容はパターン化されているので、多くの公認会計士事務所ではアメリカで広く使われている信頼性の高いソフトウェアを活用して処理している。

#### (4) 納税申告の自己責任

同じ従業員でありながらアメリカ人の場合は自己責任で申告し、日本人駐在員の場合は会社が面倒を見るという不公平、また日本人駐在員もアメリカの税制に関心をもっと持つべしといった議論から駐在員の納税申告を本人にやらせるといった考えも近年たかまりつつある。しかし、先に述べた理由で示される懸念を払拭するのは難しく、実行されないとは言えないまでも、時間がかかるものと考えられる。特に最近IRSも日本人駐在員が持っている納税申告の特性といったものに通暁してきており、うっかりした申告漏れもキャッチする Know-How を次第に確立しており、それだけに納税申告の正確性が強く求められる。

#### (5) 定年退職年の過渡的な問題

1995年3月、筆者はアメリカに居住する日本人駐在員という立場のまま定年退職を迎え、翌日からは日本の厚生年金を主な収入源とする、いわゆる年金生活者という立場に変わった訳である。従って1995年度の税務申告は二つの異なった立場から来る収入を合算して申告することになった。これには退職金という日本でも税率の計算が一般の収入とは異なり、かつ一部は日本で源泉徴収されるというものも含まれていた。本来であれば退職後は個人で税務申告をすべきであるが、そういった特殊な事情の中で申告の

正確性を保つ為には、とても個人では難しいとの判断から、引き続きもとの勤務先が公認会計事務所と相談して申告を代行してくれることとなった。

### 8 個人事業者としての税務

定年退職後、それまでは予期していなかった生活の変化が生じた。まずアメリカの大学の幾つかで仕事をする事になり、僅かではあるが謝礼という形の収入が発生することになった。さらに日本でも桃山学院大学を初め幾つかの大学から非常勤講師として、毎年後期のみ教えないかとお誘いを頂き、非常勤講師としての収入が日本で発生することとなった。またそれ以外に日米でコンサルタントとしての仕事や講演の依頼などが増えて来たことから、1996年度からはそれらの収入を一括して個人事業者としての申告をすることにした。

#### (1) 個人事業者 (Sole proprietor)

アメリカでも筆者と同じような立場で仕事をしている人は多い。アメリカでは比較的容易に法人格を取得しやすいことから、なかには会社組織にしている人もいるが、個人事業者として税務申告するケースが圧倒的に多いようで、全米では農業従事者を除いても1500万以上の人達が個人事業者としての申告をしていると推定される。

#### (2) 申告義務

例えば会社に勤めるサラリーマンであっても、給与以外に、個人としてビジネスやプロフェッショナルとしてのサービスを提供することによる収入がある場合は、その収入を明確にして個人事業者としての申告をしなければならない。例えば平日はある会社の会計課に勤務しているが、週末には公認会計士の資格を活用して親が経営する会社の税務申告を準備しているとか、警察官であるが非番の時は宝石店のガードをして働いているといったケースがこれに該当する。ちなみにアメリカでは警察官が非番の時には制服のまま、警備とか私的な催し物の交通整理に当たって個人的に収入を得ることが認められている。

筆者の如く年金という収入以外に、上記のようなビジネスないしは専門的な仕事と見なされるものからの収入がある場合も、個人事業者としての申告義務が生じるのである。

#### (3) 課税

ビジネスや専門的な仕事から来る収入（以下「事業収入」）に対しては、その仕事をする事によって発生する経費の控除というものが認められている。（後述）

事業収入から経費を控除した残りが個人事業者税の対象となり、さらにそれと非事業収入を足したものが連邦個人所得税の対象となる。図解すれば下記のようになる。

事業収入		課税対象額 (c)
	控除経費(a)	
非事業収入 (給与, 年金 など)		課税対象額 (d)
	控除経費(b)	

総収入

上記のような区分をした後に、事業収入に関連する課税対象額(c)については個人事業者税 (self-employment tax) が課せられる。個人事業者税の徴税目的は社会保障 (social security) と老人医療 (medicare) に当てる原資を得る為とされており、税率は15.3%である。その内訳は社会保障税が12.4%、老人医療が2.9%である。

さらに事業収入に関連する課税対象額(c)に非事業収入に関連する課税対象額(d)を加えたものが連邦個人所得税の課税対象となる。所得税の税率は課税対象額によって異なり、また申告形態によっても異なる。このことに付いては既に中田教授の論文において詳述されているので省略する。

#### (4) 事業収入に関連する経費の控除

##### ① 専門的業務経費

さまざまな種類の経費が控除可能なものとして定められている。私の場合は特に生産や商品・サービスの売買といった形の事業を行っている訳ではないので、売上－コスト＝損益という形

の申告にはならず、「専門的な仕事に関連する控除 (deduction for professionals)」というのが問題となる。控除可能とされている項目の主なものを挙げて私の個人的なケースと関連させてみよう。

a 専門職として所属する団体の会費 (dues to professional societies)

筆者は現在アメリカで一つ、日本で二つの学会に所属している。その会費は控除対象となる。

b 専門職として必要な出版物の定期購読 (subscriptions to professional journals)

出版物ではないが、アメリカで毎日11時間受信出来るNHKの衛星テレビを見ている。会計事務所の税務専門家と相談したところでは、受信料の75%を控除しても良いだろうと言う。「日本の大学で日本経済の講座を担当している。またアメリカで日本事情についての講演を依頼されることなどもある。従って日本で何が起きているかを把握しておくための手段と見なしうる。」というのが理由である。同じ考え方でアメリカで購読している日本の新聞の衛星版も控除対象となる。

c 事務所の賃借料 (rent for office space)

アメリカでは自宅の一室を事務所として使っている。これも使用している部屋の広さから妥当な金額を算定して経費と見なすことも可能であり、それだけ事業収入に関連する課税対象額は若干減ることになるが、所詮は網野から網野にお金が移動するだけのことなので控除していない。

日本では両親宅の一室を事務所として使い、親子の間ではあるが部屋代を払っている。これは控除の対象となる。

d 旅費・ホテル代など (business travel expenses)

仕事の為に移動する旅費・ホテル代・レンタカーなどは控除の対象となる。私の場合は半年を日本で過ごす関係から日米を往復する航空運賃が対象の一つとなる。航空運賃だけでなく日本での生活費そのものも日本で仕事をする為の必要経費として認められるかという議論もあったが、「ちょっとやり過ぎ」(too much aggres-

sive) と考えて控除していない。

e 自動車の走行距離 (mileage)

個人所有の自動車を仕事の為に使用した場合も1マイル(1.6キロ)につき31セントが経費として認められる。但し毎日の走行状況についての記録をタクシードライバーのように常時付けておかなければいけない。私もやってみしたが、これが意外に面倒ですぐ付けるのを忘れてしまい、今は断念している。

② 控除経費の判断事例

個人事業者にとっては、どのような経費が控除されるかが当然大きな関心事となる。申告時期が近づくと書店の一角を賑わす税務申告関係のガイドブックなどをひもとくと、いろいろなケースについての判断を具体例として挙げている。

例えば開業した医師が週に3—4回、ランチミーティングということで、その昼食代を経費として控除しようとする。「知人を昼食に招いて新規の患者を紹介して貰うため」だから控除してもよいはず、というのが理由である。これに対してIRSが異議を申立てて裁判の結果、判決は「週3—4回もの昼食が日常茶飯事になれば、もはやビジネスというよりは個人としての生活の一部となっており、控除は認め難い。」としている。

(5) 非事業収入に関する控除

給与や年金といった収入に関連してもいろいろな控除が認められていることは先にも述べたが、ここではその主なものを挙げて、私の個人的なケースと関連させてみようと思う。

a 寄付

慈善事業やフィランソロフィー事業を行ってIRSに予め認可されている団体に対する寄付は、控除の対象となる。

筆者の場合は

- ・ボーイスカウトやその他の団体の理事などを勤めており、それらの団体に納める会費や寄付。
- ・教会のメンバーとしての献金
- ・世界中の恵まれない子供たちを支援する団体を通してメキシコの男の子のスポンサーにな

っている。  
 などである。こうした団体からは年末になると、「今年の寄付はいくらでした」という書類が送付されて来て、それが税務申告時の証拠書類となる。

最近では日本でも NPO (Not-for-Profit Organization) についての論議が盛んであるが、アメリカでは NPO に対する寄付が控除の対象となることから寄付を集めやすいという事情がある。その人の所得に対する税率にもよるが、例えば1000ドル寄付することによって控除される税金が300ドルあれば実質的にポケットから寄付の為にいく金額は700ドルということになる。納税者としては、アングルサム (国) に持っていかれるくらいなら、助けを必要としている団体に寄付した方が良いという心理も働く。

しかし IRS も NPO に対する寄付を無条件には認めていない。そこで面白い現象に出くわすことになる。例えばチャリティー基金募集の為のディナーに出席するとする。会費は50ドルである。案内状には50ドルのうちディナーのコストは15ドルであると明記されている。IRS は残り35ドルはチャリティーの為の寄付として認めるが、ディナーはあなたが食べたのだから寄付とは認めません、という訳である。申告に当たっては35ドルを控除額として計算する。

#### b 租税

州税やその他の地方税、外国で払った不動産税などが控除される。筆者の場合は日本で住宅を所有しているので、その固定資産税が対象となる。

#### c 医療費

収入の一定比率 (7.5%) を超える医療費がかかった場合は、治療の種類によって控除可能なものがある。

#### (6) 書類の整備

どの国でも当然のことながら、税務申告は事実にもとづいてされなければならない。そしてその事実を証明する書類の完備が求められる。すべてを申告書に添付することはないが、IRS から求められた場合には提出する義務がある。

筆者はこと事業収入に関連すると思われるも

のは、収入面は勿論のこと経費面についても、すべての書類 (経費については主に領収書) を保存することに努めた。それをもとに、

- ・収入は事業関連のものと非事業関連のものに分けて明示。
- ・経費については
  - ・経費として控除が認められるものであるか
  - ・認められるものであれば金額が一部かなどを自分で判断して、疑問のあるものは公認会計士に相談して決めるようにした。
  - ・認められると考えられるものだけを、税法で規定されている控除項目に従って分類して年間の合計金額を出す。
  - ・すべての控除項目にかかわる金額を合算して総控除額を把握。

という状態までにして、後は公認会計士に申告書の作成を依頼した。今回は自分で作成することにもチャレンジしてみる考えもあったが、日本での収入や経費の控除も含まれていて、日米の租税協定とも係わる部分があるので専門家に任せるのが無難と判断した。

## 9 アメリカにおける確定申告の留意点

### (1) アメリカ人の納税者気質

冒頭にも述べた如く、毎年3月にもなれば納税申告のことでアメリカ人の頭は一杯になる。毎年のように改定される税法を理解し、一年間すべての収支、経費を細かく把握し、複雑な税務申告書に記入していくという作業は、頭の痛い仕事で時間もかかる。この時期になると残業はお断りという人も出てくる。

申告書を完成させるだけでは能がない。脱税をする気はないが、いかにして賢く控除額を増やすかが知恵の出どころとなる。昼食時の話題にも「知恵の交換」に関するものが増えてくる。

そして申告した内容について IRS から問い合わせがあったり、さらに監査といったことは避けたいというのが人情である。しかしミスもよく発生する。その代表的なものは、

- ・収入証明の添付もれ。

給料を支払っている雇用者はW2フォームという書類を従業員に発行しなければならない。これを税務申告書に添付することが求められている。

・その他の収入の申告もれ。

例えば銀行はその年に支払った利息を証明する書類を翌年の初めに送ってくるが、それを見落とししたりすると申告漏れが生ずる。しかし銀行からIRSには報告されているので、IRSは二つを突き合わせて申告漏れを発見することが出来る。私も一度だけではあるが、一口座の利子が漏れていたところ、100ドル程度であったがIRSから指摘されて訂正したことがある。

などである。

こうした心配にこたえて税務申告の虎の巻的な本も多く出版されている。そのなかでは、例えばIRSはどのような申告書に疑問を持ちやすいかとして、「端数のない金額で表示された控除額」を挙げている。1,000ドルという端数のない金額が記載されているときには、例えば987ドル23セントといった細かい数字ではないのか。場合によっては実際に証拠がないのに申告しているのではないかという疑問を持たせるきっかけになる、という訳である。またIRSの予算カットにもかかわらず、監査にはより多くの職員を配分する傾向が増えているから注意しろ、といったことも書いてある。

申告時期ともなると、書店のみでなくコンピューターのソフトを売る店も特別なコーナーを設けるところがある。最近では申告書の作成をこうしたソフトを使って学習しながら行うことが可能になり、そのユーザーも多いからである。

また最近では公認会計士事務所の如く税務申告の準備を顧客に代わっておこなう、いわゆるTax PreparerはIRSと契約することで電子申告が可能になっている。電子申告の結果として税の払戻がある場合に、通常の書面による申告よりも迅速に、IRSから納税者の口座に振り込まれるというメリットがある。

## (2) 税務相談の必要性

一日本人納税者の目から見たアメリカの税制

を、主に税務申告という側面から述べてきた。筆者は勿論アメリカ税制の専門家ではないので誤解や説明不足の点もありうる。また所得税法そのものが常に変化しているのも事実である。従って、もし読者が実際にアメリカで納税の義務を負うことになった場合には、この小文を参考にはしつつも、詳細はしかるべき専門家に相談されて、問題なきようにして頂きたいと思う。

## あとがき

### (1) 共同研究の目的——制度研究と税務体験

本稿は、在米日本企業の経営問題に関連して、日本人駐在員が直面する連邦個人所得税の制度内容と税務申告の実情を論じたものである。日本においては給与所得者として、源泉徴収、給与所得控除および年末調整によって納税が終了し、多くの場合、確定申告を必要としなかった社員が、アメリカへの駐在によって自らの所得税申告に直面する。そのため、駐在員は、アメリカ連邦個人所得税の内容を理解する必要がある、さらに、合理的な納税を行うための自助努力が不可欠となる。このような状況にある在米日本企業駐在員の税務問題の研究には、連邦個人所得税制度の内容の紹介とともに、制度運用の実態を解明するための実証的検討があわせて行われることが有効であると考えられる。

### (2) 比較研究と行動研究

本稿では、アメリカ連邦個人所得税を制度的に紹介するに当たって、日本税制との比較を試みている。その比較は、アメリカ税制の特色を明らかにするためのものであるが、単なる比較にとどまらず、本稿では、日本人駐在員の税務行動に役立つ研究という視角に立っている。すなわち、制度的理解を深めるための比較研究とともに、駐在員の税務問題にいかに対処するかという行動的側面の研究が必要と考える。このアプローチは、在米日本企業の経営上の諸問題の検討においても有用であると考えられる。すなわち、アメリカにおいて発生する経営上の諸問題について、関連する制度面の検討とともに、実体験に基づく制度運用の実情が経験的に紹介され、さらにそれが理論化されることが、問題の解明

に重要な意味を持つといえよう。

### (3) 残された課題

(一) アメリカ連邦個人所得税の概要をできるだけ具体的に理解を進めたいと考え、末尾に、若干の申告書フォームを掲載した。申告書作成事例の作成は、本格的な検討に当って重要な意味を持つが、これについては将来の課題としたい。

(二) 本稿では、連邦個人所得税を対象に論じたのであるが、駐在員に対しては州レベル・ローカルレベルでの所得課税が存在している。州個人所得税と連邦個人所得税とは計算方法を若干異にする場合があり、さらに、州ごとにその内容は多様である。この分野の研究は重要である。

(三) アメリカの居住者である日本人納税者には日米両国にまたがる課税問題が存在している。例えば、円建ての日本源泉所得のドルへの外貨

換算が必要となり、換算レートをどうするかということが重要になる。通常は、円・ドルの年間為替レートの平均レートが用いられる。所得の種類区分も日米では異なっており、日本における大学の非常勤講師給与はアメリカでは、事業所得となる。さらに、外国税額控除、日米租税条約についても全体的に検討が必要である。これらについても、今後の課題としたい。

(本稿は、桃山学院大学総合研究所の共同研究プロジェクト〈93共94/1993年度から3年間〉ならびに日本私学振興財団学術研究振興資金〈1996年度から2年間〉による援助を受けてなされた研究「米国ホンダ社〈Honda of America Manufacturing, Inc. HAM〉の総合的研究」の一環としてまとめられたものである。)

付 録

I フォーム1040 連邦個人所得税申告書

Form **1040** Department of the Treasury - Internal Revenue Service **1996** (99) IRS Use Only - Do not write or staple in this space.

For the year Jan. 1-Dec. 31, 1996, or other tax year beginning 1996 ending 19 OMB No. 1545-0074

**Label** (See page 11.) **Use the IRS label.** Otherwise, please print or type.

**Label HERE**

Your first name and initial	Last name	Your social security number
If a joint return, spouse's first name and initial	Last name	Spouse's social security number
Home address (number and street). If you have a P.O. box, see page 11.		Apt. no.
City, town or post office, state, and ZIP code. If you have a foreign address, see page 11.		

**For help finding line instructions, see pages 2 and 3 in the booklet.**

**Yes No** Note: Checking "Yes" will not change your tax or reduce your refund.

**Presidential Election Campaign** (See page 11.) Do you want \$3 to go to this fund? . . . . .  
If a joint return, does your spouse want \$3 to go to this fund? . . . . .

**Filing Status**

1  Single

2  Married filing joint return (even if only one had income)

3  Married filing separate return. Enter spouse's social security no. above and full name here. ▶

4  Head of household (with qualifying person). (See instructions.) If the qualifying person is a child but not your dependent, enter this child's name here. ▶

5  Qualifying widow(er) with dependent child (year spouse died ▶ 19 ). (See instructions.)

Check only one box.

**Exemptions**

6a  Yourself. If your parent (or someone else) can claim you as a dependent on his or her tax return, do not check box 6a . . . . .

b  Spouse . . . . .

c **Dependents:**

(1) First name	Last name	(2) Dependent's social security number. If born in Dec. 1996, see instr.	(3) Dependent's relationship to you	(4) No. of months lived in your home in 1996

d Total number of exemptions claimed . . . . .

No. of boxes checked on lines 6a and 6b . . . . .

No. of your children on line 6c who:  
 lived with you  
 did not live with you due to divorce or separation (see instructions)  
 Dependents on 6c not entered above  
 Add numbers entered on lines above ▶

**Income**

7 Wages, salaries, tips, etc. Attach Form(s) W-2 . . . . . 7

8a Taxable interest. Attach Schedule B if over \$400 . . . . . 8a

b Tax-exempt interest. DO NOT include on line 8a . . . . . 8b

9 Dividend income. Attach Schedule B if over \$400 . . . . . 9

10 Taxable refunds, credits, or offsets of state and local income taxes (see instructions) . . . . . 10

11 Alimony received . . . . . 11

12 Business income or (loss). Attach Schedule C or C-EZ . . . . . 12

13 Capital gain or (loss). If required, attach Schedule D . . . . . 13

14 Other gains or (losses). Attach Form 4797 . . . . . 14

15a Total IRA distributions . . . . . 15a

b Taxable amount (see inst.) . . . . . 15b

16a Total pensions and annuities . . . . . 16a

b Taxable amount (see inst.) . . . . . 16b

17 Rental real estate, royalties, partnerships, S corporations, trusts, etc. Attach Schedule E . . . . . 17

18 Farm income or (loss). Attach Schedule F . . . . . 18

19 Unemployment compensation . . . . . 19

20a Social security benefits . . . . . 20a

b Taxable amount (see inst.) . . . . . 20b

21 Other income. List type and amount - see instructions . . . . . 21

22 Add the amounts in the far right column for lines 7 through 21. This is your total income . . . . . 22

**Adjusted Gross Income**

23a Your IRA deduction (see instructions) . . . . . 23a

b Spouse's IRA deduction (see instructions) . . . . . 23b

24 Moving expenses. Attach Form 3903 or 3903-F . . . . . 24

25 One-half of self-employment tax. Attach Schedule SE . . . . . 25

26 Self-employed health insurance deduction (see inst.) . . . . . 26

27 Keogh & self-employed SEP plans. If SEP, check  . . . . . 27

28 Penalty on early withdrawal of savings . . . . . 28

29 Alimony paid. Recipient's SSN ▶ . . . . . 29

30 Add lines 23a through 29 . . . . . 30

31 Subtract line 30 from line 22. This is your adjusted gross income . . . . . 31

For Privacy Act and Paperwork Reduction Act Notice, see page 7.

Form 1040 (1996)

Form 1040 (1996)		Page 2		
<b>Tax Computation</b>	32	Amount from line 31 (adjusted gross income) . . . . .	32	
	33 a	Check if: <input type="checkbox"/> You were 65 or older, <input type="checkbox"/> Blind; <input type="checkbox"/> Spouse was 65 or older, <input type="checkbox"/> Blind. Add the number of boxes checked above and enter the total here . . . . . ▶ 33a		
		b If you are married filing separately and your spouse itemizes deductions or you were a dual-status alien, see instructions and check here . . . . . ▶ 33b		
	34	Enter the larger of: <b>Itemized deductions</b> from Schedule A, line 28, OR <b>Standard deduction</b> shown below for your filing status. But see the instructions if you checked any box on line 33a or b or someone can claim you as a dependent. ● Single - \$4,000 ● Married filing jointly or Qualifying widow(er) - \$6,700 ● Head of household - \$5,900 ● Married filing separately - \$3,350	34	
	35	Subtract line 34 from line 32 . . . . .	35	
	36	If line 32 is \$88,475 or less, multiply \$2,550 by the total number of exemptions claimed on line 6d. If line 32 is over \$88,475, see the worksheet in the inst. for the amount to enter . . . . .	36	
	37	<b>Taxable income.</b> Subtract line 36 from line 35. If line 36 is more than line 35, enter -0- . . . . .	37	
	38	<b>Tax.</b> See instructions. Check if total includes any tax from a <input type="checkbox"/> Form(s) 8814 b <input type="checkbox"/> Form 4972 . . . . . ▶	38	
	<b>Credits</b>	39	Credit for child and dependent care expenses. Attach Form 2441 . . . . .	39
		40	Credit for the elderly or the disabled. Attach Schedule R . . . . .	40
41		Foreign tax credit. Attach Form 1116 . . . . .	41	
42		Other. Check if from a <input type="checkbox"/> Form 3800 b <input type="checkbox"/> Form 8396 c <input type="checkbox"/> Form 8801 d <input type="checkbox"/> Form (specify) . . . . .	42	
43		Add lines 39 through 42 . . . . .	43	
<b>Other Taxes</b>	44	Subtract line 43 from line 38. If line 43 is more than line 38, enter -0- . . . . . ▶	44	
	45	Self-employment tax. Attach Schedule SE . . . . .	45	
	46	Alternative minimum tax. Attach Form 6251 . . . . .	46	
	47	Social security and Medicare tax on tip income not reported to employer. Attach Form 4137 . . . . .	47	
	48	Tax on qualified retirement plans, including IRAs. If required, attach Form 5329 . . . . .	48	
	49	Advance earned income credit payments from Form(s) W-2 . . . . .	49	
	50	Household employment taxes. Attach Schedule H . . . . .	50	
<b>Payments</b>	51	Add lines 44 through 50. This is your <b>total tax</b> . . . . . ▶	51	
	52	Federal income tax withheld from Forms W-2 and 1099 . . . . .	52	
	53	1996 estimated tax payments and amount applied from 1995 return . . . . .	53	
	54	<b>Earned income credit.</b> Attach Schedule EIC if you have a qualifying child. Nontaxable earned income: amount ▶ and type ▶ . . . . .	54	
	55	Amount paid with Form 4868 (request for extension) . . . . .	55	
	56	Excess social security and RRTA tax withheld (see inst.) . . . . .	56	
	57	Other payments. Check if from a <input type="checkbox"/> Form 2439 b <input type="checkbox"/> Form 4138 . . . . .	57	
	58	Add lines 52 through 57. These are your <b>total payments</b> . . . . . ▶	58	
<b>Refund</b>	59	If line 58 is more than line 51, subtract line 51 from line 58. This is the amount you <b>OVERPAID</b> . . . . .	59	
	60a	Amount of line 59 you want <b>REFUNDED TO YOU</b> . . . . . ▶	60a	
		b Routing number <input type="text"/> c Type: <input type="checkbox"/> Checking <input type="checkbox"/> Savings		
		d Account number <input type="text"/>		
	61	Amount of line 59 you want <b>APPLIED TO YOUR 1997 ESTIMATED TAX</b> ▶	61	
<b>Amount You Owe</b>	62	If line 51 is more than line 58, subtract line 58 from line 51. This is the <b>AMOUNT YOU OWE</b> . For details on how to pay and use Form 1040-V, see instructions . . . . . ▶	62	
	63	Estimated tax penalty. Also include on line 62 . . . . .	63	
<b>Sign Here</b>	Under penalties of perjury, I declare that I have examined this return and accompanying schedules and statements, and to the best of my knowledge and belief, they are true, correct, and complete. Declaration of preparer (other than taxpayer) is based on all information of which preparer has any knowledge.			
	Your signature	Date	Your occupation	
	Spouse's signature. If a joint return, BOTH must sign.	Date	Spouse's occupation	
<b>Paid Preparer's Use Only</b>	Preparer's signature	Date	Preparer's social security no. <input type="checkbox"/>	
	Firm's name (or yours if self-employed) and address	EIN	ZIP code	

II 明細書 (スケジュール) A 項目別所得控除

**SCHEDULES A & B**  
(Form 1040)

**Schedule A - Itemized Deductions**

(Schedule B is on Page 2.)

OMB No. 1545-0074

**1996**

Attachment  
Sequence No. 07

Department of the Treasury  
Internal Revenue Service (99)

▶ Attach to Form 1040. ▶ See Instructions for Schedules A and B (Form 1040).

Name(s) shown on Form 1040

Your social security number

<b>Medical and Dental Expenses</b>	<b>Caution:</b> Do not include expenses reimbursed or paid by others.		
	1	Medical and dental expenses (see page A-1) . . . . .	1
	2	Enter amount from Form 1040, line 32 . . . . .	2
	3	Multiply line 2 above by 7.5% (.075) . . . . .	3
4	Subtract line 3 from line 1. If line 3 is more than line 1, enter -0- . . . . .	4	
<b>Taxes You Paid</b> (See page A-1.)	5	State and local income taxes . . . . .	5
	6	Real estate taxes (see page A-2) . . . . .	6
	7	Personal property taxes . . . . .	7
	8	Other taxes. List type and amount ▶ . . . . .	8
	9	Add lines 5 through 8 . . . . .	9
<b>Interest You Paid</b> (See page A-2.)	10	Home mortgage interest and points reported to you on Form 1098 . . . . .	10
	11	Home mortgage interest not reported to you on Form 1098. If paid to the person from whom you bought the home, see page A-2 and show that person's name, identifying no., and address ▶ . . . . .	11
	12	Points not reported to you on Form 1098. See page A-3 for special rules . . . . .	12
	13	Investment interest. If required, attach Form 4952. (See page A-3.) . . . . .	13
<b>Gifts to Charity</b> If you made a gift and got a benefit for it, see page A-3.	14	Add lines 10 through 13 . . . . .	14
	15	Gifts by cash or check. If you made any gift of \$250 or more, see page A-3 . . . . .	15
<b>Casualty and Theft Losses</b>	16	Other than by cash or check. If any gift of \$250 or more, see page A-3. If over \$500, you <b>MUST</b> attach Form 8283 . . . . .	16
	17	Carryover from prior year . . . . .	17
	18	Add lines 15 through 17 . . . . .	18
<b>Job Expenses and Most Other Miscellaneous Deductions</b> (See page A-4 for expenses to deduct here.)	19	Casualty or theft loss(es). Attach Form 4684. (See page A-4.) . . . . .	19
	20	Unreimbursed employee expenses - job travel, union dues, job education, etc. If required, you <b>MUST</b> attach Form 2106 or 2106-EZ. (See page A-4.) ▶ . . . . .	20
	21	Tax preparation fees . . . . .	21
	22	Other expenses - investment, safe deposit box, etc. List type and amount ▶ . . . . .	22
	23	Add lines 20 through 22 . . . . .	23
<b>Other Miscellaneous Deductions</b>	24	Enter amount from Form 1040, line 32 . . . . .	24
	25	Multiply line 24 above by 2% (.02) . . . . .	25
	26	Subtract line 25 from line 23. If line 25 is more than line 23, enter -0- . . . . .	26
	27	Other - from list on page A-4. List type and amount ▶ . . . . .	27
<b>Total Itemized Deductions</b>	28	Is Form 1040, line 32, over \$117,950 (over \$58,975 if married filing separately)? <b>NO.</b> Your deduction is not limited. Add the amounts in the far right column for lines 4 through 27. Also, enter on Form 1040, line 34, the <b>larger</b> of this amount or your standard deduction. <b>YES.</b> Your deduction may be limited. See page A-5 for the amount to enter.	28

For Paperwork Reduction Act Notice, see Form 1040 instructions.

Schedule A (Form 1040) 1996



IV フォーム2106 従業員（給与所得者）業務経費

Form **2106**

**Employee Business Expenses**

OMB No. 1545-0139

**1996**

Department of the Treasury  
Internal Revenue Service (99)

▶ See separate instructions.  
▶ Attach to Form 1040.

Attachment  
Sequence No. **54**

Your name	Social security number	Occupation in which expenses were incurred
-----------	------------------------	--

**Part I Employee Business Expenses and Reimbursements**

STEP 1 Enter Your Expenses	Column A		Column B	
	Other Than Meals and Entertainment		Meals and Entertainment	
1 Vehicle expense from line 22 or line 29	1			
2 Parking fees, tolls, and transportation, including train, bus, etc., that <b>did not</b> involve overnight travel or commuting to and from work	2			
3 Travel expense while away from home overnight, including lodging, airplane, car rental, etc. <b>Do not</b> include meals and entertainment	3			
4 Business expenses not included on lines 1 through 3. <b>Do not</b> include meals and entertainment	4			
5 Meals and entertainment expenses (see instructions)	5			
6 <b>Total expenses.</b> In Column A, add lines 1 through 4 and enter the result. In Column B, enter the amount from line 5	6			

**Note:** If you were not reimbursed for any expenses in Step 1, skip line 7 and enter the amount from line 6 on line 8.

**STEP 2 Enter Amounts Your Employer Gave You for Expenses Listed in STEP 1**

7 Enter amounts your employer gave you that were <b>not</b> reported to you in box 1 of Form W-2. Include any amount reported under code "L" in box 13 of your Form W-2 (see instructions)	7			
--	---	--	--	--

**STEP 3 Figure Expenses To Deduct on Schedule A (Form 1040)**

8 Subtract line 7 from line 6	8			
<b>Note:</b> If both columns of line 8 are zero, stop here. If Column A is less than zero, report the amount as income on Form 1040, line 7.				
9 In Column A, enter the amount from line 8. In Column B, multiply the amount on line 8 by 50% (.50). If either column is zero or less, enter -0- in that column	9			
10 Add the amounts on line 9 of both columns and enter the total here. <b>Also enter the total on Schedule A (Form 1040).</b> (Qualified performing artists and individuals with disabilities, see the instructions for special rules on where to enter the total.)	10			

For Paperwork Reduction Act Notice, see instructions.

Form **2106** (1996)

Form 2106 (1996)

Page 2

**Part II Vehicle Expenses** (See instructions to find out which sections to complete.)

**Section A - General Information**

		(a) Vehicle 1	(b) Vehicle 2
11	Enter the date vehicle was placed in service		
12	Total miles vehicle was driven during 1996	miles	miles
13	Business miles included on line 12	miles	miles
14	Percent of business use. Divide line 13 by line 12	%	%
15	Average daily round trip commuting distance	miles	miles
16	Commuting miles included on line 12	miles	miles
17	Other personal miles. Add lines 13 and 16 and subtract the total from line 12.	miles	miles
18	Do you (or your spouse) have another vehicle available for personal purposes?	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
19	If your employer provided you with a vehicle, is personal use during off duty hours permitted?	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not applicable	
20	Do you have evidence to support your deduction?	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
21	If "Yes," is the evidence written?	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

**Section B - Standard Mileage Rate** (Use this section only if you own the vehicle.)

22	Multiply line 13 by 31q (.31). Enter the result here and on line 1. (Rural mail carriers, see instructions.)	22
----	--	----

**Section C - Actual Expenses**

		(a) Vehicle 1	(b) Vehicle 2
23	Gasoline, oil, repairs, vehicle insurance, etc.		
24 a	Vehicle rentals		
b	Inclusion amount (see instructions)		
c	Subtract line 24b from line 24a		
25	Value of employer-provided vehicle (applies only if 100% of annual lease value was included on Form W-2 - see instructions)		
26	Add lines 23, 24c, and 25		
27	Multiply line 26 by the percentage on line 14		
28	Depreciation. Enter amount from line 38 below		
29	Add lines 27 and 28. Enter total here and on line 1		

**Section D - Depreciation of Vehicles** (Use this section only if you own the vehicle.)

		(a) Vehicle 1	(b) Vehicle 2
30	Enter cost or other basis (see instructions)		
31	Enter amount of section 179 deduction (see instructions)		
32	Multiply line 30 by line 14 (see instructions if you elected the section 179 deduction)		
33	Enter depreciation method and percentage (see instructions)		
34	Multiply line 32 by the percentage on line 33 (see instructions)		
35	Add lines 31 and 34		
36	Enter the limitation amount from the table in the line 36 instructions		
37	Multiply line 36 by the percentage on line 14		
38	Enter the smaller of line 35 or line 37. Also, enter this amount on line 28 above		

JSA

6A36112.000